

を開催しました。

府中市教育委員会では、府中市いじめ防止対策推進条例（令和5年4月施行）第9条に基づき、附属機関として、府中市いじめ問題対策委員会を設置しています。

令和5年6月5日に「第1回 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市立学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議しました。

1

府中市立小・中学校のいじめの防止等の対策を推進するための方策について諮問しました。

教育長から、対策委員会の委員長に対して、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組など、学校の対応力の向上に資する取組について答申するよう、諮問しました。



2

府中市立小・中学校のいじめの実態及び学校と教育委員会の取組について報告しました。



「府中市立小・中学校におけるいじめ防止等の現状と課題」資料から

1 府中市におけるいじめの状況

「府中市立小・中学校のいじめの認知件数」等

2 府中市における取組状況

「学校の取組状況」「小・中学校別の取組状況」「学校における特色ある取組（成果）」「教育委員会の取組」

3 府中市におけるいじめ対応の課題

「学校間の認知件数の差」「教員一人一人の学校いじめ防止基本方針の理解」

3

府中市立小・中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について協議・意見交換を行いました。



- いじめの認知件数「0件」の学校がないことは、いじめ防止対策推進法のいじめの定義の正しい理解がされている。⇒**法に基づいた正しい認知**
- 重大事態だと保護者等から申出があった場合は、重大事態として対応する必要があることを、学校が理解し、対応していくことが重要である。⇒**重大事態への正しい対処**
- 中学校では、学級担任への相談が東京都の平均と比較すると低い傾向にあるが、保護者や家族、友人に相談していることは評価できる。相談できる環境が整えられていることが大切である。⇒**児童・生徒のSOSの出し方とSOSをキャッチできる教職員等の資質向上**
- 学校いじめ防止基本方針を正しく理解し、保護者へ説明できるようにしていくことが必要である。また、年度途中で実施率を上げていくというのではなく、年度当初に、教職員の共通理解と保護者への説明を確実にやっていくことが必要である。⇒**全教職員による学校いじめ防止基本方針の理解と保護者へ説明できる機会の確保**
- コロナ禍で様々な活動が制限され、宿泊行事やグループ活動など、人間関係づくりが十分にできなかった3年間がある。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変わり、活動が緩和されることで、人と人が関わる機会も増加し、人間関係をうまく構築できればいいが、不安を抱える子どもやいじめにつながるケースも増加することが懸念される。⇒**望ましい集団活動やコミュニケーション能力の育成を図るなど特別活動の充実**
- 学校いじめ対策委員会の確実な実施が重要である。⇒**学校いじめ対策委員会の定期的な開催と事案発生時の迅速な開催**
- 子どもたちの学校生活の8割を授業が占めることから、授業の充実が重要である。⇒**子どもが学習内容について「分かる・できる」を目指した授業**
- 児童会、生徒会など、子どもたち同士でいじめのことを議論し、子ども主体の取組が充実されていくと良い。⇒**児童・生徒の自主性を発揮した取組の充実**
- 学校生活アンケートなどタブレット端末を活用した取組についてどのように運用し、子どもにどのようにフィードバックしていくのか今後の取組に期待したい。⇒**子ども実態把握の工夫・充実**

府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会 を開催しました。

令和6年1月30日に「第2回 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市のいじめの実態及びいじめ防止等に向けた取組について報告するとともに、令和6年度の府中市教育委員会及び府中市立小・中学校におけるいじめ防止に向けた対応を充実させるため協議しました。

1

府中市立小・中学校のいじめの実態及び 学校と教育委員会の取組について報告しました。

- 1 府中市におけるいじめの状況（令和4年度）
「府中市立小・中学校のいじめの認知件数」等
- 2 いじめ防止等に向けた取組（令和5年度）
「小・中学校の取組」「教育委員会の取組」
- 3 今後の対応
府中市いじめ対策推進条例や基本方針に則った組織的な対応、認知したいじめの全件対応、関係機関との連携強化、魅力ある学校づくりの推進など、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実

2

令和6年度における府中市立小・中学校の いじめの未然防止等を図るための取組について協議しました。

- 子どもたちが学習や生活する教室環境は大切である。どのような環境が子どもたちにとって望ましいものなのか、「子どもファースト」の視点を大切にしてほしい。⇒落ち着いて学習に取り組める教室環境の工夫
- 子どもの権利など、日常的な人権教育の充実を図る必要がある。⇒人権教育の更なる充実
- タブレット端末を活用したアンケートには様々な可能性がある。どのくらいの頻度で行うのか、発展的な使い方など効果的な活用方法を検討してほしい。⇒積極的にタブレット端末を活用した児童・生徒の状況把握の工夫
- 誰にも相談していない児童・生徒の存在には、注意する必要がある。SOSの出し方教育、子どもにとって頼れる人の存在が必要であり、身近な人に相談できるようにしていきたい。⇒相談機関の周知、相談しやすい環境づくり（いつでも、誰にでも相談）、悩みを一人で抱え込まない態度の育成
- 児童・生徒の実態に寄り添った指導・支援を行うことが大切である。⇒教育相談研修の更なる充実、児童・生徒理解に基づいた生活指導の徹底
- 教員がいじめ問題に苦勞していることや、どのように指導すればよいか不安を感じている教員がいることを把握する必要がある。⇒いじめ対応は担任等の個人の対応で行うものではなく、組織対応であることの意識啓発、OJTの推進、管理職による教職員への日常的な声掛け
- いじめの解消後に再発する可能性と、被害・加害が入れ替わる可能性があることを認識して、指導・支援に当たる必要がある。⇒継続的な見守りの徹底
- 教育課程グランドデザインに基づいた教育活動の充実を図る。⇒特別活動の充実、教育課程グランドデザインを踏まえた市教育委員会研究推進校の指定

